

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|----------------------|---------|
| 件名 | タブレット端末の賃貸借及びデータ通信契約 | 5200253 |
| 工（納）期 | 令和13年7月31日 | |
| 契約締結日 | 令和8年4月1日 | |
| 契約金額 | 1,677,280円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|------------------------------------|--|
| 契約相手方 | ソフトバンク株式会社 (法人番号：9010401052465) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|-------------|--|
| 件名 | タブレット端末の賃貸借及びデータ通信契約 |
| 指名業者 (案) | <p>名称 ソフトバンク株式会社</p> <p>代表者 代表取締役 宮川 潤一</p> <p>所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号</p> |
| 特命理由 | <p>本件は、営繕屋外業務で利用するためのタブレット端末の賃貸借及びデータ通信契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>[製品指定について]</p> <p>指定機種は小型軽量で高い色彩再現性と耐温湿度性を搭載しており、工事現場での整合確認等、粉塵の舞う屋外での過酷な環境下での利用に適した機種は他にないことから、製品指定は妥当であると考えられる。</p> <p>[相手方指定理由について]</p> <p>経理課として検討したところ、 区所有端末と新規導入するリース端末を一元管理するためには、リース端末を区のABMへ登録する必要があり、登録業務が可能なのはApple社指定代理店の上記業者に限られる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他 特記事項 | <p>根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>長期継続契約とする契約を定める条例(平成17年条例第56号)及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和13年7月31日までの長期継続契約を締結する。(性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> |